

屋外広告業登録・修了証明書再交付 電子申請マニュアル

令和6年4月

滋賀県 土木交通部 都市計画課 景観係

目次

1. [屋外広告業登録申請・届出全体の流れ](#)・・・P3
2. [申請手順（新規・更新）](#)・・・P4～11
3. [届出手順（変更）](#)・・・P12～14
4. [届出手順（廃業）](#)・・・P15～17
5. [修了証明書再交付申請の流れ](#)・・・P18
6. [申請手順（修了証明書再交付）](#)・・・P19～21
7. [Q&A](#)・・・P22～23

※様式は県ホームページ「屋外広告業の登録申請（新規・更新）/ 変更の届出/廃業の届出」から入手してください。

※電子申請における添付書類の番号は、提出書類一覧の番号に対応しています。（変更の届出に必要な書類一覧も同様）

添付書類

② 誓約書（様式第9号） 必須

法人においては、法人名および代表者の役職および氏名を記入して誓約してください。また、屋外広告業者が未成年者の場合は、未成年者本人が誓約してください。

[ファイルを選択...](#)

[様式第9号.docx](#) [削除](#)

電子申請の
ページ

②: 誓約書
(様式第9号)

書類の名称	申請者の区分		備考	根拠条項
	個人	法人		
1：登録申請書 (様式第8号)	○	○	電子申請の場合： クレジットカードで10,000円を支払 持参・郵送の場合： 典収入証紙(10,000円分)を貼付 注1：収入印紙ではないのでご注意ください。	条例第23条の2第1項 規則第13条第1項
2：誓約書 (様式第9号)	○	○	登録申請者が誓約してください。	条例第23条の2第2項 規則第13条第3項第1号
3：登記事項証明書	—	○	6か月以内に発行されたもの 注1：コピー可	規則第13条第3項第4号
総務書 (様式第9号の2)	4：申請者	○	法人の場合は「法人格(=本人)」として総務書も必要です。 注1：他府県ではまていないところが多いですが、当府県では必要です。	規則第13条第3項第3号
	5：法人役員 (全員必要)	—	注1：監査役は役員に含まれません。	
本人確認書類	6-1：申請者	○	住民票抄本、運転免許証、個人番号カードのいずれか1つ 注1：コピー可 注2：氏名、生年月日、住所が総務書の記載と一致していること。 注3：住民票抄本は6か月以内に発行されたもの、運転免許証、個人番号カードは有効期限内のものに限ります。	規則第13条第4項第1号
	6：業務主任者	○	注4：本府県・個人番号の記載は不要です。(個人番号の記載があるものは受理できません。) 注5：運転免許証は、両面のコピーが必要ですが、注6：個人番号の通知カード不可	
7：業務主任者となる資格を証する書類	○	○	注1：コピー可	規則第13条第3項第2号

1. 屋外広告業登録申請・届出全体の流れ

①「しがネット受付サービス」にアクセス

②「ログインして申請に進む」から、ログインまたは新規アカウント登録

③申請者の種別（個人または法人）・県から送付される登録簿等の郵送先を入力

④申請にかかる連絡担当者について入力

⑤フォームに沿って様式を添付
※詳しくは、各申請手順のページを確認してください。

⑥（新規・更新の場合）クレジットカードで手数料1万円の支払

2. 申請手順（新規・更新）（1）

個人

申請者の情報①（申請者の種別等）※申請者が未成年の場合個人を選択

申請者の種別 必須

個人

法人

登録簿等の郵送先 任意

登録簿等の郵送先が、申請書第1面にある住所または所在地と異なる場合は、郵便番号と住所を入力してください。

※法人の場合、「法人を検索して自動入力する」を使用しないでください。

520-0807 滋賀県大津市松本一丁目2番1号



法人

申請者の情報①（申請者の種別等）※申請者が未成年の場合個人を選択

申請者の種別 必須

個人

法人

登録簿等の郵送先 任意

登録簿等の郵送先が、申請書第1面にある住所または所在地と異なる場合は、郵便番号と住所を入力してください。

※法人の場合、「法人を検索して自動入力する」を使用しないでください。

520-0807 滋賀県大津市松本一丁目2番1号



郵送先に本社の住所
が入力されてしまう
ため

2. 申請手順（新規・更新）（2）

申請者の情報②（連絡担当者について）

連絡担当者名 必須

申請内容に確認が必要な際に連絡することがあるため、担当者の氏名を入力してください。

大津 正子



メールアドレス 必須

申請内容に確認が必要な際に連絡することに加え、更新期限が近づいた際も、本メールアドレスに案内を送付させていただくことがあります。

申請内容の確認先と更新案内先でアドレスが異なる場合は、【更新案内先をカッコ内に】入力してください。

〇〇〇〇〇@pref.shiga.lg.jp (△△△@pref.shiga.lg.jp)



2. 申請手順（新規・更新）（3）

屋外広告業（新規・更新）登録申請

申請者情報① 必須

申請者は未成年でない


申請者は未成年である（法定代理人による申請）

申請者情報② 必須

申請者による申請

代理人による申請（行政書士等）

1 : 屋外広告業登録申請書（様式第8号） 必須

 ファイルを選択…

[様式第8号\(第13条関係\).docx](#) 

 削除

1 : 屋外広告業登録申請書に関する質問 任意

該当する場合、選択してください。（複数選択可）

法人の役員数が様式第8号第2面に示す4名を超える


屋外広告業登録を受けている他の地方公共団体の数が、様式第8号第3面に示す5団体を超えている

2. 申請手順（新規・更新）（4） （未成年でない・法人の場合）

添付書類

2：誓約書（様式第9号） 必須


※法人においては、法人名および代表者の役職および氏名を記入して誓約してください。
※屋外広告業者が未成年者の場合は、未成年者本人が誓約してください。

 ファイルを選択…

[様式第9号.docx](#)   削除


3：登記事項証明書（履歴事項全部証明書） 必須

6か月以内に発行されたものを添付してください。

 ファイルを選択…

4：申請者本人の略歴書（様式第9号の2） 必須


※法人の場合は「法人格（=本人）」として、社歴を記入したものを添付してください。

 ファイルを選択…

[様式第9号の2（第13条関係）.docx](#)   削除

5：法人役員の略歴書（様式第9号の2） 必須


代表者含めて役員全員分の略歴書が必要です。

 ファイルを選択…

[様式第9号の2（第13条関係）.docx](#)   削除

6：業務主任者の本人確認書類 必須


住民票抄本（個人番号の記載があるものは不可）、運転免許証（両面）、個人番号カード（表面）のいずれか1つを添付してください。留意事項は県ホームページの「屋外広告業（新規・更新）登録申請提出書類一覧」を確認してください。

 ファイルを選択…

[住民票抄本 等.pdf](#)   削除

7：業務主任者の資格を証する書類 必須

屋外広告士合格証書、屋外広告士登録証または屋外広告物講習会修了証等の写しを添付してください。詳しくは、県ホームページの「屋外広告業（新規・更新）登録申請提出書類一覧」を確認してください。

 ファイルを選択…


[屋外広告士登録証 等.pdf](#)   削除

2. 申請手順（新規・更新）（4） （未成年でない・個人の場合）

添付書類

2：誓約書（様式第9号） 必須


※法人においては、法人名および代表者の役職および氏名を記入して誓約してください。
※屋外広告業者が未成年者の場合は、未成年者本人が誓約してください。

 ファイルを選択…

[様式第9号.docx](#)   削除

4：申請者本人の略歴書（様式第9号の2） 必須


※法人の場合は「法人格（=本人）」として、社歴を記入したものを添付してください。

 ファイルを選択…

[様式第9号の2（第13条関係）.docx](#)   削除

6：業務主任者の本人確認書類 必須

住民票抄本（個人番号の記載があるものは不可）、運転免許証（両面）、個人番号カード（表面）のいずれか1つを添付してください。留意事項は県ホームページの「屋外広告業（新規・更新）登録申請提出書類一覧」を確認してください。

 ファイルを選択…

[住民票抄本 等.pdf](#)   削除


6：本人確認書類についての質問 任意

該当する場合は、選択してください。

申請者は業務主任者でない

7：業務主任者の資格を証する書類 必須

屋外広告士合格証書、屋外広告士登録証または屋外広告物講習会修了証等の写しを添付してください。詳しくは、県ホームページの「屋外広告業（新規・更新）登録申請提出書類一覧」を確認してください。

 ファイルを選択…


[屋外広告士登録証 等.pdf](#)   削除

2. 申請手順（新規・更新）（4） （未成年・法定代理人が個人の場合）

添付書類

2：誓約書（様式第9号） 必須


※法人においては、法人名および代表者の役職および氏名を記入して誓約してください。
※屋外広告業者が未成年者の場合は、未成年者本人が誓約してください。

 ファイルを選択…

[様式第9号.docx](#)   削除

4：申請者本人の略歴書（様式第9号の2） 必須


※法人の場合は「法人格（＝本人）」として、社歴を記入したものを添付してください。

 ファイルを選択…

[様式第9号の2（第13条関係）.docx](#)   削除

4－1：法定代理人の略歴書（様式第9号の2） 必須


※法定代理人が法人の場合、役員だけでなく「法人格（＝本人）」として、社歴を記入したものがが必要です。

 ファイルを選択…

[様式第9号の2（第13条関係）.docx](#)   削除


6：業務主任者の本人確認書類 必須

住民票抄本（個人番号の記載があるものは不可）、運転免許証（両面）、個人番号カード（表面）のいずれか1つを添付してください。留意事項は県ホームページの「屋外広告業（新規・更新）登録申請提出書類一覧」を確認してください。

 ファイルを選択…

[住民票抄本 等.pdf](#)   削除


6－1：未成年者である申請者本人の本人確認書類 必須

 ファイルを選択…

[住民票抄本 等.pdf](#)   削除

6－2：法定代理人の本人確認書類 必須


住民票抄本（個人番号の記載があるものは不可）、運転免許証（両面）、個人番号カード（表面）のいずれか1つを添付してください。留意事項は県HPにある「屋外広告業（新規・更新）登録申請提出書類一覧」を確認してください。

 ファイルを選択…

[住民票抄本 等.pdf](#)   削除

7：業務主任者の資格を証する書類 必須


屋外広告士合格証書、屋外広告士登録証または屋外広告物講習会修了証等の写しを添付してください。詳しくは、県ホームページの「屋外広告業（新規・更新）登録申請提出書類一覧」を確認してください。

 ファイルを選択…

[屋外広告士登録証 等.pdf](#)   削除

委任状等 必須

押印の有無は問いません。

 ファイルを選択…


[委任状.pdf](#)   削除

2. 申請手順（新規・更新）（4） （未成年・法定代理人が法人の場合）

添付書類

2：誓約書（様式第9号） 必須


※法人においては、法人名および代表者の役職および氏名を記入して誓約してください。
※屋外広告業者が未成年者の場合は、未成年者本人が誓約してください。

 ファイルを選択…

[様式第9号.docx](#)   削除

4：申請者本人の略歴書（様式第9号の2） 必須


※法人の場合は「法人格（＝本人）」として、社歴を記入したものを添付してください。

 ファイルを選択…

[様式第9号の2（第13条関係）.docx](#)   削除

4-1：法定代理人の略歴書（様式第9号の2） 必須


※法定代理人が法人の場合、役員だけでなく「法人格（＝本人）」として、社歴を記入したものがが必要です。

 ファイルを選択…

[様式第9号の2（第13条関係）.docx](#)   削除

5：法人役員の略歴書（様式第9号の2） 必須


代表者含めて役員全員分の略歴書が必要です。

 ファイルを選択…

[様式第9号の2（第13条関係）.docx](#)   削除


6：業務主任者の本人確認書類 必須

住民票抄本（個人番号の記載があるものは不可）、運転免許証（両面）、個人番号カード（表面）のいずれか1つを添付してください。留意事項は県ホームページの「屋外広告業（新規・更新）登録申請提出書類一覧」を確認してください。

 ファイルを選択…

[住民票抄本 等.pdf](#)   削除


6-1：未成年者である申請者本人の本人確認書類 必須

 ファイルを選択…

[住民票抄本 等.pdf](#)   削除

7：業務主任者の資格を証する書類 必須


屋外広告士合格証書、屋外広告士登録証または屋外広告物講習会修了証等の写しを添付してください。詳しくは、県ホームページの「屋外広告業（新規・更新）登録申請提出書類一覧」を確認してください。

 ファイルを選択…

[屋外広告士登録証 等.pdf](#)   削除

委任状等 必須

押印の有無は問いません。

 ファイルを選択…

[委任状.pdf](#)   削除

2. 申請手順（新規・更新）（5）

支払い方法の設定

支払い方法

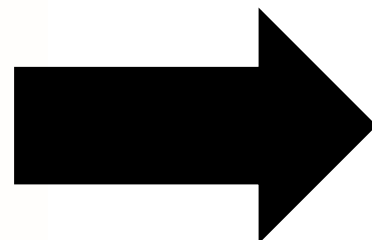
カード種別 **VISA**

カード番号 *****4242

変更する **削除する**

支払い内容
このお手続きの申請には以下の支払いが請求されます。

費目	金額
登録手数料	10,000円
合計	10,000円
非課税	10,000円



次のWEBページで
申請内容を確認後、
申請してください。

3.届出手順(変更)(1)

個人

申請者の情報①(申請者の種別等)※申請者が未成年の場合個人を選択

申請者の種別 必須

個人

法人

登録簿等の郵送先 任意

登録簿等の郵送先が、申請書第1面にある住所または所在地と異なる場合は、郵便番号と住所を入力してください。

※法人の場合、「法人を検索して自動入力する」を使用しないでください。

520-0807 滋賀県大津市松本一丁目2番1号



法人

申請者の情報①(申請者の種別等)※申請者が未成年の場合個人を選択

申請者の種別 必須

個人

法人

登録簿等の郵送先 任意

登録簿等の郵送先が、申請書第1面にある住所または所在地と異なる場合は、郵便番号と住所を入力してください。

※法人の場合、「法人を検索して自動入力する」を使用しないでください。

520-0807 滋賀県大津市松本一丁目2番1号



郵送先に本社の住所
が入力されてしまう
ため

3. 届出手順（変更）（2）

申請者の情報②（連絡担当者について）

連絡担当者名 必須

申請内容に確認が必要な際に連絡することがあるため、担当者の氏名を入力してください。

大津 正子



メールアドレス 必須

申請内容に確認が必要な際に連絡することに加え、更新期限が近づいた際も、本メールアドレスに案内を送付させていただくことがあります。

申請内容の確認先と更新案内先でアドレスが異なる場合は、【更新案内先をカッコ内に】入力してください。

〇〇〇〇〇@pref.shiga.lg.jp (△△△@pref.shiga.lg.jp)



3. 届出手順 (変更) (3)

屋外広告業変更届出

申請者情報 必須


- 申請者による申請
- 代理人による申請 (行政書士等)

変更事項 必須

変更する事項にチェックを入れてください。(複数選択可)

- ①屋外広告業者 (法人) の社名・代表者の変更、代表者氏名の変更
- ②屋外広告業者 (個人) の氏名・屋号の変更
- ③屋外広告業者の住所・所在地の変更
- ④営業所の名称・所在地の変更
- ⑤大津市を除く滋賀県域を営業区域とする営業所の追加
- ⑥大津市を除く滋賀県域を営業区域とする営業所の削除
- ⑦屋外広告業者 (法人) の役員の変更、役員の氏名の変更
- ⑧ (屋外広告業者が未成年者である場合) 法定代理人の変更、法定代理人の氏名・住所の変更
- ⑨業務主任者の変更


屋外広告業登録事項変更届出書 (様式第10号) 必須

 ファイルを選択...

[様式第10号\(第13条の2関係\).docx](#)   削除


別紙 (様式第10号に入力内容が収まらない場合に添付) 任意

様式第10号の「変更前」「変更後」「変更年月日」の欄に入力内容が収まらない場合は、同様式第1面の「変更前」の欄に「別紙に記載」と記入したうえで、記入内容を書いた別紙を添付してください。

 ファイルを選択...

2 : 誓約書 (様式第9号) 必須


※法人においては、法人名および代表者の役職および氏名を記入して誓約してください。
※屋外広告業者が未成年者の場合は、未成年者本人が誓約してください。

 ファイルを選択...

[様式第9号.docx](#)   削除

3 : 登記事項証明書 (履歴事項全部証明書) 必須

6か月以内に発行されたものを添付してください。

 ファイルを選択...

[履歴事項全部証明書.pdf](#)   削除

変更事項により、添付書類が変わります。
(以降のWEBページも同様)

全必要書類の添付終了後、次のWEBページで届出内容を確認してから届出してください。

3. 届出手順 (廃業) (1)

個人

申請者の情報① (申請者の種別等) ※申請者が未成年の場合個人を選択

申請者の種別 必須

個人

法人

登録簿等の郵送先 任意

登録簿等の郵送先が、申請書第1面にある住所または所在地と異なる場合は、郵便番号と住所を入力してください。

※法人の場合、「法人を検索して自動入力する」を使用しないでください。

520-0807 滋賀県大津市松本一丁目2番1号



法人

申請者の情報① (申請者の種別等) ※申請者が未成年の場合個人を選択

申請者の種別 必須

個人

法人

登録簿等の郵送先 任意

登録簿等の郵送先が、申請書第1面にある住所または所在地と異なる場合は、郵便番号と住所を入力してください。

※法人の場合、「法人を検索して自動入力する」を使用しないでください。

520-0807 滋賀県大津市松本一丁目2番1号



郵送先に本社の住所
が入力されてしまう
ため

3. 届出手順（廃業）（2）

申請者の情報②（連絡担当者について）

連絡担当者名 必須

申請内容に確認が必要な際に連絡することがあるため、担当者の氏名を入力してください。

大津 正子



メールアドレス 必須

申請内容に確認が必要な際に連絡することに加え、更新期限が近づいた際も、本メールアドレスに案内を送付させていただくことがあります。

申請内容の確認先と更新案内先でアドレスが異なる場合は、【更新案内先をカッコ内に】入力してください。

〇〇〇〇〇@pref.shiga.lg.jp (△△△@pref.shiga.lg.jp)



4. 届出手順（廃業）（3）

申請者による申請


屋外広告業廃業届出



申請者情報 必須

申請者による申請

代理人による申請（行政書士等）

屋外広告業廃業等届出書（様式第11号） 必須

 ファイルを選択…

[様式第11号\(第13条の3関係\).docx](#)   削除

代理人による申請


屋外広告業廃業届出

申請者情報 必須

申請者による申請

代理人による申請（行政書士、法定代理人等）


屋外広告業廃業等届出書（様式第11号） 必須

 ファイルを選択…

[様式第11号\(第13条の3関係\).docx](#)   削除

委任状等 必須

委任状の押印の有無は問いません。

 ファイルを選択…

[委任状.pdf](#)   削除

次のWEBページで届出内容を確認してから、届出してください。

5. 修了証明書再交付申請の流れ

①「しがネット受付サービス」にアクセス

②「ログインして申請に進む」から、ログインまたは新規アカウント登録

③申請者の情報（郵送先・連絡先含む）入力

④申請内容を入力 ※本申請は様式不要

⑤クレジットカードで手数料530円の支払

6. 申請手順（修了証明書再交付）（1）

申請者の情報

名前 必須

近江 太郎



名前（カナ） 必須

オウミ タロウ



郵便番号 必須

ハイフンなしの半角7桁で入力してください。

5208577



郵便番号から住所を入力

① 「郵便番号から住所を入力」を押すと、住所の一部が自動入力されます。

住所 必須

滋賀県大津市京町四丁目1番1号



① 自動入力後、番地、マンション名、部屋番号など、住所の続きがあれば入力してください。

電話番号 必須

日中に連絡が取れる電話番号を入力してください。

077-528-4184



申請者情報②（郵送先・連絡先）

郵送先 任意

修了証等の郵送先が、申請書にある住所と異なる場合は、入力してください。

郵便番号・住所を入力

メールアドレス 必須

申請内容に確認が必要な際に連絡することがあるため、入力してください。

〇〇〇〇@pref.shiga.lg.jp



6. 申請手順（修了証明書再交付）（2）

交付申請

再交付の申請理由 必須

- 紛失したため
- 住所を変更したため
- 氏名を変更したため
- 汚損したため
- その他

受講年度 必須

- 昭和49年度
- 昭和57年度
- 昭和63年度
- 平成7年度
- 平成14年度
- 平成24年度
- 令和3年度

6. 申請手順（修了証明書再交付）（3）

交付番号 任意
分かる範囲で入力してください。

受講時の氏名 必須

受講時の氏名（フリガナ） 必須

生年月日（和暦） 必須

受講時の住所（郵便番号） 任意
ハイフン無し数字7桁で入力してください。分かる範囲で入力してください。

受講時の住所 任意
分かる範囲で入力してください。

住民票等の添付 任意
住所を変更した場合は住民票抄本、氏名を変更した場合は戸籍抄本の添付をお願いします。

ファイルを選択…

分かる範囲で
記入してくだ
さい。

備考 任意

特に連絡事項がない場合は、記入不要です。

6. 申請手順（修了証明書再交付）（4）

支払い方法の設定

支払い方法

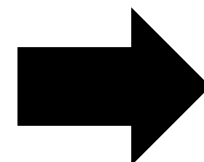
カード種別 **VISA**

カード番号 *****4242

[変更する](#) [削除する](#)

支払い内容
このお手続きの申請には以下の支払いが請求されます。

費目	金額
交付手数料	530円
合計	530円
非課税	530円



次のWEBページで
申請内容を確認後、
申請してください。

7. Q&A

Q1 (新規・更新) 間違って申請した場合に、支払った手数料は返金してもらえますか。

A1 手数料は審査手数料として頂いています。

申請の状態が「処理中」「完了」となっている場合、本県で審査に着手済みのため、返金はできません。

Q2 なぜアカウントを作成する必要があるのですか。

A2 アカウントが未作成の場合、申請途中で一時保存を行うことができず、一定時間が経過すると、何も入力していない状態から再び入力する必要があります。また、アカウントを登録しますと過去の申請履歴を確認できるため、更新や変更の際は前回の申請・届出内容を参考にしながらの入力が可能になります。

このため多くの事項について入力の必要がある屋外広告業の登録等については、すべての申請・届出についてアカウントの登録を必要とさせていただきます。

7. Q&A

Q3 アカウントを忘れた場合等でログインできない場合、どうすればよいですか。

A3 Graffer「よくある質問 ログインできない」 (<https://graffer.jp/faq/6be9xj>)
をご確認ください。